

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年6月30日 09時50分ごろ
発生場所	愛知県田原市泉港北東方沖 泉港西防波堤灯台から真方位035° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 40.9′ 東経137° 10.7′)
インシデントの概要	プレジャーボートセーラームーンⅡは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート セーラームーンⅡ、5トン未満（長さ6.60m） 242-21255愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りの目的で、愛知県田原市白谷町の船だまりを出発し、約25ノットの対地速度で泉港北東方沖を西南西進中、船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機の始動を試みたものの、始動できなかったため、海上保安庁に救助を要請し、来援した同庁の巡視艇にえい航されて泉港に入港した。</p> <p>船長は、平成26年に本船を中古で購入していた。</p> <p>船長は、本インシデント後、修理費等の関係から、中古の船外機に換装した。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船外機は、故障した可能性があると考えられるが、本インシデント後、換装されたことから、停止して始動できなくなった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。